平成２１年（フ）第４２５号
青森県むつ市昭和町19番14号
債務者　川上　典子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
松江市大庭町32番地６
債務者　杉村　紀夫
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６４号
岐阜県大垣市熊野町５丁目38番地　グリーンポケットＢ―103
債務者　鈴木　　宏
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
岐阜県大垣市熊野町５丁目38番地　グリーンポケットＢ―103
債務者　鈴木由見子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４１号
熊本県玉名郡南関町大字下坂下3649番地３
債務者　吉良知佐子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６２号
熊本県玉名郡南関町大字小原120番地３　南関町定住促進住宅２棟第504号
債務者　星田　佳典
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第６５号
熊本県荒尾市桜山町２丁目15番９号13　桜山団地1389号
債務者　松田美智留
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第７０号
熊本県玉名市岱明町高道1143番地７
債務者　香山　勝彦
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第７１号
熊本県玉名市岱明町高道1143番地８
債務者　香山　　仁
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１４７８５号
山梨県上野原市上野原867―２
債務者　佐藤　弘治
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７８９号
東京都北区東十条５丁目15―５
債務者　小島かづみ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９０号
東京都練馬区大泉学園町２丁目２―13―201
債務者　鬼久保　淳
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９１号
長野県安曇野市三郷明盛2399―５―Ｂ―201
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９３号
神奈川県相模原市城山町原宿南３丁目11―11―103
債務者　鈴木　一平
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９８号
千葉県船橋市小室町901―Ｃ―17―208
債務者　藤田　吉久
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７９９号
東京都目黒区大橋２丁目７―10―101
債務者　竹崎フミ子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部